

豊中市条例第 号

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(条例個人情報ファイル簿)

第3条 実施機関（市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び消防長をいう。）及び財産区（以下「実施機関等」という。）は、保有している法第74条第2項第9号に規定する個人情報ファイル（以下「条例個人情報ファイル」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 条例個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関等の名称及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 条例個人情報ファイルの利用目的

(4) 条例個人情報ファイルに記録される項目（以下「条例記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名，生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として条例個人情報ファイルに記録される個人の範囲

(5) 条例個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「条例記録情報」という。）の収集方法

(6) 条例記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは，その旨

(7) 条例記録情報を当該実施機関等以外の者に経常的に提供する場合には，その提供先

(8) 法第76条第1項、法第90条第1項又は法第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨

(10) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、条例個人情報ファイルであつて、法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号並びに法第75条第2項第2号及び第3号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関等は、条例記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その条例記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて

開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年度1回各実施機関等における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第6項中豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例(平成元年豊中市条例第7号)第3条第1項の改正規定は、令和5年8月24日から施行する。

2 豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)は、廃止する。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項

の規定による廃止前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第18条、第32条又は第42条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正又は削除等については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第51条の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する苦情の申出については、なお従前の例による。

5 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

6 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため」を「の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第129条に規定する個人情報の適正な取扱いを確保するため」に改める。

第2条第1項中「保護条例第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第号。以下「保護条例」という。）第3条第1項」に、「審議する」を「調査審議し、その意見を答申するものとする」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

（1）情報公開制度の運営に関する重要事項

（2）保護条例の改正又は廃止に関する重要事項

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「13人」を「9人」に改める。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員は、第2条の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第6条中「審議」を「調査審議」に改める。

7 この条例の施行の際、現に前項の規定による改正前の豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第3条第2項の規定により委嘱された豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会の委員である者の任期は、前項の規定による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年8月23日までとする。

8 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成元年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第52条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改める。

第5条第1項中「保護条例第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第号）第3条第1項」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（他の法令との調整）

第12条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手続については、第5条第4項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項から第6項まで並びに第10条の規定にかかわらず、法及び行政不服審査法の規定による。

2 前項の場合において、第8条第1項中「若しくは第4項

又は前条の規定による意見書」とあるのは「又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と読み替えるものとする。

- 9 豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第1号」を「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第 号）第3条第1項」に、「同条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

- 10 次に掲げる条例の規定中「豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

- (1) 豊中市立養護老人ホーム条例（平成24年豊中市条例第52号）第13条第2号
- (2) 豊中市立青少年自然の家条例（平成20年豊中市条例第13号）第22条第2号
- (3) 豊中市立母子父子福祉センター条例（昭和51年豊中市条例第32号）第20条第2号
- (4) 市民ホール条例（昭和43年豊中市条例第20号）第23条第2号
- (5) 豊中市立伝統芸能館条例（平成7年豊中市条例第18号）第22条第2号
- (6) 豊中市立市民ギャラリー条例（平成13年豊中市条例第42号）第23条第2号
- (7) とよなか国際交流センター条例（平成5年豊中市条例第26号）第21条第2号
- (8) とよなか男女共同参画推進センター条例（平成12年豊中市条例第19号）第21条第2号

- (9) 豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号）第23条第2号
- (10) 豊中市立火葬場条例（平成26年豊中市条例第68号）第19条第2号
- (11) 豊中市立環境交流センター条例（平成17年豊中市条例第32号）第21条第2号
- (12) 文化施設等自動車駐車場条例（平成12年豊中市条例第43号）第19条第2号
- (13) 市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号）第45条第1号